Ota City Labor Union Paper

# 友おおた

発行人:執行委員長 小林 克敏 / 発行元:太田市職労教育宣伝部



31st.Oct

#### 10.13 第 50 回太田市職労定期大会が開催されました

第50回太田市職員労働組合定期大会を10月13日(木) 書面にて開催した。依然として新型コロナウイルス感染拡 大防止に予断を許さない状況であることや職場委員や代議 員との連絡体系が十分構築されていることに鑑み、昨年に 引き続き、今年も参集型でなく書面決議での実施となった。

2022 年度活動報告では各専門部の取り組みや賃金確定闘 争・春季闘争の総括など今期の活動の振り返りが行われた。 文化体育部事業は、残念ながら事業が実施できなかったこ とを踏まえ、還元事業として全組合員を対象とした金券配 布事業の実施を報告。来季の展望としてディズニーコーポ レートプログラムの活用により割引券を希望者へ配布する ことや劇団四季等のバスツアー事業、群馬クレインサンダー ズの試合観戦チケット補助事業の継続実施が報告され、ポ

ストコロナに向けた取り組みを示した。また、今期から新 たに取り組みを開始した自治研活動では、若手組合員を中 心に、世界的に関心を集める SDGs をテーマにした初学者 向けのワークショップを企画することで組合員の知識習得 と地球規模の諸問題について考える試みが行われたことの ほか、登庁前の時間に集まり太田駅前周辺を清掃する「朝 活清掃活動 | 実施を報告した。

議案については第1号議案から第5号議案まで、全て可 決された。今後は2023運動方針に基づき、組合員に寄り添っ た小さな身近な労働環境の改善から始めるとともに、来年 4月に行われる群馬県議会議員選挙において、組織内議員 「八木田やすゆき」の必勝に向けて組合員全員の協力をお願 いしたい。



# 2022 年度群馬県人事委員会勧告3年ぶり給与引き上げ年4.9万円増

10 月 14 日 (金)、群馬県人事委員会は、2022 年度の群 馬県職員の月給を 0.17% (625 円)、一時金 (勤勉手当) を 人事院勧告同様に 0.10 カ月引き上げて年 4.40 カ月とす るよう知事に勧告した。月給・ボーナスともにプラス改定を 求めるのは3年ぶりで、年間給与は平均4万9,000円増え る見通しだ。

これ以外にも勤務条件に関する勧告では県職員の受験人数 が近年減少傾向にあることに触れ、人材確保のための採用試

験制度の見直しが求められた。その他には職員の時間外勤務 の縮減やメンタルヘルス不調とハラスメントの未然防止な ど、主に管理監督職員に対し機能を求める勧告が多く見られ

また、群馬県においても令和5年度4月より段階的に 65 歳への定年引き上げが行われることを踏まえ、各種準備を進 めることが求められた。

## 人事委員会勧告とは?人事院勧告と違うの?

今回行われた人事委員会勧告についておさらいする。

"人事委員会" は各都道府県や政令指定都市に設置されてい る行政委員会で、専門的・中立的な立場から人事行政に関す る事務を処理する合議制の組織である。

「人事院勧告」は人事院が毎年8月に国家公務員の処遇に 関する勧告を行うのに対し、「人事委員会勧告」は毎年10月

頃、各委員会が所管する職員、つまり地方公務員の処遇に関 して勧告を行っている。勧告に際しては人事院勧告の内容と 給与実態に関するデータを参考にしながら、地域性や実態を 反映させた勧告を実施しているため、各県の委員会毎に独自 の勧告内容が展開されている。人事院勧告同様、文字通り勧 め促すものであり、拘束する力を持つものではない。

## 人事院勧告同様3年ぶりに給与アップ 国家公務員と同率の上げ幅

太田市は人事院勧告準拠を基本としているが、地域性を反 映している人事委員会勧告にも我々は留意する必要がある。 今回の人事委員会勧告については、概ね本夏の人事院勧告の 内容に準ずる結果となっており、今回の勧告に基づく給与月 額の増額改定率は 0.17% (625 円) 増、平均年給与額の増減 率は 0.8%増となっている (『表 5 群馬県の給与勧告の実施 状況』参照)。

一時金(ボーナス)については国公と同様に民間支給月数 の実績が概ね同値であったため +0.1 月増の改定となる。

この結果、月給・ボーナスともにプラス改定となり、年間 給与は平均 4万9,000円増の見通しで改定される見通しだ。

人事院勧告及び人事委員会勧告にて同旨の勧告が出た以 上、本市においても同様の対処が行われる可能性が高く、給 与月額と一時金の支給額をともに引き上げる対応が予想され る。本秋に控える賃金確定闘争では、これらの勧告を根拠と して、勧告内容の実現を最低目標と位置づけ、さらに組合員 に有利な給与条件を当局に求める方針である。

#### 【月例給】

#### 表1 公務員給与と民間給与との較差

	民間給与①【月】	公務員給与②【月】	格差①-②【月】 { (①-②) /②} (%)	給与額【年】	
2022 人事院勧告	405,970円	405,049 円 【国公】	921 円 (0.23%)	+55,000 円	
2022 人事委員会勧告	370,958 円	370,302 円 【地方】	656円 (0.18%)※	+49,000円	

<sup>※</sup>表1で記載するのは公民格差であり、勧告値とは異なることに注意

#### 表 2 各等級ごとの給料表平均改定率

	全体	1級	2級	3級	4 · 5級	6級以降
2022 人事院勧告	0.3%	1.7 %	1.1%	0.2%	0.0%	なし
2022 人事委員会勧告	0.2%	1.6%	1.0%	0.1%	0.0%	なし

## 【一時金(ボーナス】

・・・2022 人事院勧告と同値。民間支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分は勤勉手当に配分。

#### 表3 昨年8月から今年7月までの支給状況を比較

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給月数 (B)	差(A)-(B)		
4.40 月	4.30 月	0.10 月		

#### 表4 一般の職員の場合の支給月数

	6月期	12 月期
令和 4 年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.20 月(改定なし)
勤勉手当	0.95 月(支給済み)	1.05 月(現行 0.95 月)
令和5年度 期末手当	1.20 月	1.20 月
以降 勤勉手当	1.00 月	1.00 月

#### 表 5 群馬県の給与勧告の実施状況

	次の一件時景の相子観点の美地状態						
	月例給	特別給(フ	ボーナス) 行政職 (一 平均年		1 1905 2 - 5	国家公 平均年	
	勧告率	年間支給月数	対前年比較	増減額	増減率	増減額	増減率
平成 24 年	-	3.95 月	-	-	-	-	-
平成 25 年	-	3.95 月	-	-	-	ı	-
平成 26 年	0.23%	4.10 月	0.15 月	7.4 万円	1.2%	7.9 万円	1.2%
平成 27 年	0.23%	4.20 月	0.10 月	5.4 万円	0.9%	5.9 万円	0.9%
平成 28 年	0.10%	4.30 月	0.10 月	4.6 万円	0.7%	5.1 万円	0.8%
平成 29 年	0.23%	4.40 月	0.10 月	5.4 万円	0.9%	5.1 万円	0.8%
平成 30 年	0.15%	4.45 月	0.05 月	3.0 万円	0.5%	3.1 万円	0.5%
令和元年	0.08%	4.50 月	0.05 月	2.4 万円	0.4%	2.7 万円	0.4%
令和2年	-	4.45 月	△ 0.05 月	△ 2.0 万円	$\triangle$ 0.3%	△ 2.1 万円	$\triangle$ 0.3 %
令和3年	_	4.30 月	△ 0.15 月	△ 5.8 万円	△ 0.9%	△ 6.2 万円	△ 0.9%
令和4年	0.17%	4.40 月	0.10 月	4.9 万円	0.8%	5.5 万円	0.8%

# 賃金確定闘争アンケートのお礼と景品配布について



賃金確定闘争に係る組合員からの事前アンケートについては、10月15日(土)に締め切らせていただき、109名からご回答をいただきました。ご協力頂きまして誠にありがとうございました。

また、10月24日(月)に財政部局で書記立ち会いの下に抽選し、当選者を決定させていただきました。商品については11月上旬を目安に役員から直接当選者に手渡しさせていただきます。今後も定期的にアンケートを実施しますので、ご協力をよろしくお願いします。